

報道関係者 各位

令和7年7月 14 日(月)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室 長 生木谷 忠司

専門監督官 廣川 圭介

(電話) 048-600-6205

令和7年度埼玉県最低賃金の審議始まる

－ 埼玉県最低賃金の改正諮問 －

1 最低賃金の改正諮問について

埼玉労働局長（片淵 ^{かたふち} 仁文 ^{ひろふみ}）は、本日開催の「令和7年度第1回埼玉地方最低賃金審議会」において、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、同審議会（会長 ^{ふくだもと} 福田素生 ^{おと} 埼玉県立大学名誉教授）に対して埼玉県最低賃金（現行：時間額1,078円）の改正決定について、調査審議をお願いする旨の諮問（別添参照）を行いました。



福田会長（左）に諮問文を渡す片淵局長（右）

●埼玉県最低賃金の改正の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間額	928 円	956 円	987 円	1,028 円	1,078 円
引上げ額	2 円	28 円	31 円	41 円	50 円
引上げ率	0.22%	3.02%	3.24%	4.15%	4.86%
改正発効日	R2. 10. 1	R3. 10. 1	R4. 10. 1	R5. 10. 1	R6. 10. 1

2 地域別最低賃金の決め方

地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し金額改定のための引上げ額の目安が提示され、地方最低賃金審議会では、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行っています。

3 地域別最低賃金の決定基準

地域別最低賃金は、(1)労働者の生計費、(2)労働者の賃金、(3)通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

埼労発基 0714 第 1 号
令和 7 年 7 月 14 日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 福田 素生 殿

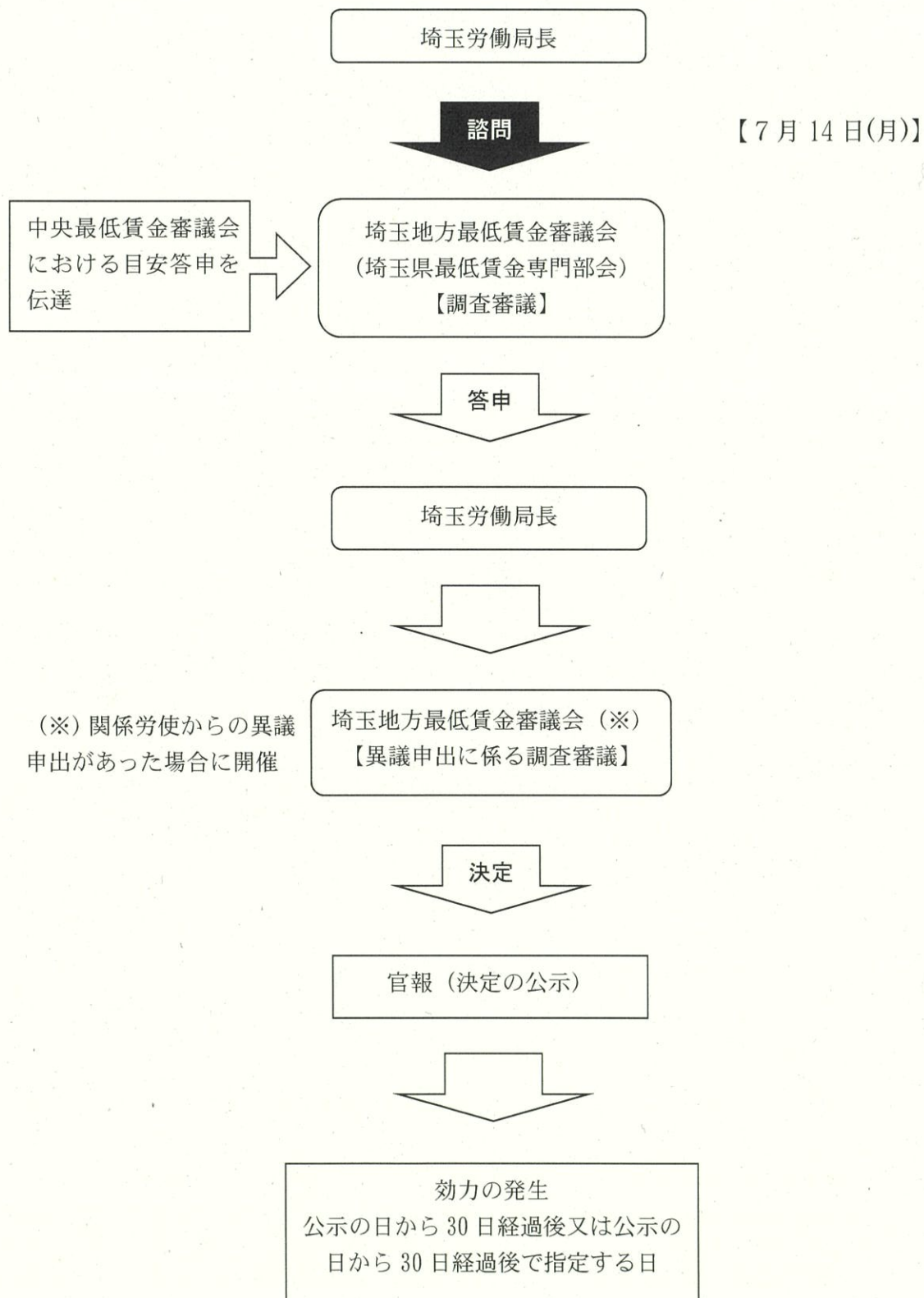
埼玉労働局長
片淵 仁文

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、埼玉県最低賃金（昭和 55 年埼玉労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

なお、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配意していただくよう、併せてお願いする。

地域別最低賃金の改正手続の流れ



関係法令

最低賃金法（昭和 34 年 4 月 15 日法律第 137 号）（抄）

第 9 条（地域別最低賃金の原則）

第 2 項 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

第 3 項 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

第 10 条（地域別最低賃金の決定）

第 1 項 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

第 12 条（地域別最低賃金の改正等）

厚生労働大臣または都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

第 20 条（設置）

厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く。

第 21 条（権限）

最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。

第 25 条（専門部会等）

第 2 項 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。